

○遊戯施設の非常止め装置の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十七号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第百四十四条</u>第五号の規定に基づき、遊戯施設の非常止め装置の構造方法を次のように定める。</p> <p>遊戯施設の非常止め装置の構造方法は、平成十二年建設省告示第千四百十九号の別表第一（以下「別表第一」という。）の遊戯施設の種類の欄各項に掲げる区分に応じ、定常走行速度及び勾配がそれぞれ同表の定常走行速度の欄及び勾配の欄各項に掲げる数値以下の遊戯施設及び同告示の別表第二（以下「別表第二」という。）の遊戯施設の種類の欄各項に掲げる区分に応じ、定常円周速度及び傾斜角度がそれぞれ同表の定常円周速度の欄及び傾斜角度の欄各項に掲げる数値以下の遊戯施設（別表第一（四）項に掲げる遊戯施設その他動力の切断、駆動装置の故障等により客席にいる人が危害を受けるおそれのある事故が発生し、又は発生するおそれのない遊戯施設を除き、別表第二（四）項に掲げる遊戯施設並びに平成二十九年国土交通省告示第 号の別図に定める加速度領域一から加速度領域三までの範囲内にある加速度（単位はメートル毎秒毎秒とし、継続時間が〇・二秒以上であるものに限る。以下同じ。）及び十二未満の横方向の加速度が客席部分に生ずる遊戯施設（別表第二（四）項に掲げる遊戯施設を除く。）に限る。）について、次に定めるものとする。</p> <p>一（四）（略）</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第百四十四条</u>第六号の規定に基づき、遊戯施設の非常止め装置の構造方法を次のように定める。</p> <p>遊戯施設の非常止め装置の構造方法は、平成十二年建設省告示第千四百十九号の別表第一（以下「別表第一」という。）の遊戯施設の種類の欄各項に掲げる区分に応じ、定常走行速度及び勾配がそれぞれ同表の定常走行速度の欄及び勾配の欄各項に掲げる数値以下の遊戯施設及び同告示の別表第二の遊戯施設の種類の欄各項に掲げる区分に応じ、定常円周速度及び傾斜角度がそれぞれ同表の定常円周速度の欄及び傾斜角度の欄各項に掲げる数値以下の遊戯施設（別表第一（四）項に掲げる遊戯施設その他動力の切断、駆動装置の故障等により客席にいる人が危害を受けるおそれのある事故が発生し、又は発生するおそれのない遊戯施設を除く。）について、次に定めるものとする。</p> <p>一（四）（略）</p>

○遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

別表 改正案	一〇九（略）	(イ)検査項目	十（略） 着水部 着水部及び水深 着水部の寸法及び水深（平成二十九年国土交通省告示第百二十九号）	着水部の寸法及び水深を測定する。	客席部分からの出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合において、三メートル）以上としたプールを設けていないこと。
		(ロ)検査事項	着水部の寸法及び水深（平成二十九年国土交通省告示第百二十九号）	着水部の寸法及び水深を測定する。	客席部分からの出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合において、三メートル）以上としたプールを設けていないこと。
		(ハ)検査方法	着水部の寸法及び水深を測定する。	着水部の寸法及び水深を測定する。	客席部分からの出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合において、三メートル）以上としたプールを設けていないこと。
		(ニ)判定基準	客席部分からの出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合において、三メートル）以上としたプールを設けていないこと。	客席部分からの出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合において、三メートル）以上としたプールを設けていないこと。	客席部分からの出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合において、三メートル）以上としたプールを設けていないこと。
別表 現行	一〇九（略）	(イ)検査項目	十（略） 着水部 着水部及び水深 着水部の寸法及び水深（平成十二年建設省告示第千四百二十六号）	着水部の寸法及び水深を測定する。	客席部分からの出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合において、三メートル）以上としたプールを設けていないこと。
		(ロ)検査事項	着水部の寸法及び水深（平成十二年建設省告示第千四百二十六号）	着水部の寸法及び水深を測定する。	客席部分からの出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合において、三メートル）以上としたプールを設けていないこと。
		(ハ)検査方法	着水部の寸法及び水深を測定する。	着水部の寸法及び水深を測定する。	客席部分からの出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合において、三メートル）以上としたプールを設けていないこと。
		(ニ)判定基準	客席部分からの出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合において、三メートル）以上としたプールを設けていないこと。	客席部分からの出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合において、三メートル）以上としたプールを設けていないこと。	客席部分からの出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合において、三メートル）以上としたプールを設けていないこと。

(略)	
	(略)

(略)	
	(略)